

第1回辰野町部活動地域クラブ移行連絡協議会 次第

日時：令和6年8月1日（木）

18：30～

場所：町民会館大会議室

1. 開会
2. あいさつ
3. 連絡協議会の設置について
4. 委員の委嘱について
5. 自己紹介
6. 協議事項
 - (1) 学校部活動の地域連携、休日の地域クラブ活動への移行について
 - (2) 辰野町の現状及び課題
 - (3) 中学校における部活動の現状等について
 - (4) 質疑・応答
 - (5) 今後について
 - (6) その他
7. その他
8. 閉会

辰野町部活動地域クラブ移行連絡協議会の設置及び委員の委嘱について

1 協議会の設置について スポーツ庁・文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、学校部活動については令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すものとされている。

このことから、辰野町においては、これまで開催してきた「辰野中学校スポーツ活動運営委員会」を「辰野町部活動地域クラブ移行連絡協議会」へと組織を改め、議論を進めることとする。

2 連絡協議会を設置するため、別紙（資料1-2）のとおり辰野町部活動地域クラブ移行連絡協議会設置要綱（以下、「要綱」という）を定めるものとする。

辰野町部活動地域クラブ移行連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 辰野町の中学校における部活動を地域のスポーツクラブ等に円滑に移行するため辰野町部活動地域クラブ移行連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務内容)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び検討する。

- (1) 部活動の地域クラブ移行の在り方に関すること。
- (2) 地域スポーツ団体及び文化団体との連携による持続可能な部活動環境の整備に関すること。
- (3) その他部活動の地域クラブ移行に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) スポーツ団体関係者
- (2) 文化団体関係者
- (3) 保護者代表
- (4) 学校関係者
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は教育長をもって充てる。

3 会長は協議会を代表し、協議会の会務を総理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し議事の進行を行う。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

辰野町部活動地域クラブ移行連絡協議会委員

No.	所属	役職	氏名
1	教育委員会	教育長	宮澤 和徳
2	スポーツ推進委員	代 表	吉沢 成江
3	スポーツ協会	会 長	池田 睦雄
4	総合型地域スポーツクラブ	理事長	瀬戸 八州
5	音楽協会	会 長	林 龍太郎
6	美術会	代 表	原 美子
7	辰野高等学校	校 長	茶城 啓二
8	辰野中学校	校 長	中島 健
9	辰野中学校	教 頭	田中 清治
10	辰野中学校	部活動代表	梅澤 将寿
11	辰野中学校PTA	代 表	岩崎 和矢
12	町内小学校PTA	代 表	林 まどか
13	教育委員会 学校支援課	学校支援主事	林 武司
14			
15			
16			

事務局	教育委員会 学びの支援課	課 長	福島 永
	教育委員会 学びの支援課	課長補佐	山崎 貴弘
	教育委員会 学びの支援課	社会教育指導員	武井 秀幸
	教育委員会 学びの支援課	スポーツ振興係長	渡辺 貴江

アンケート結果

スポーツ団体25団体中17団体
文化系団体2団体中1団体から回答

スポーツ団体	文化団体
--------	------

1. 中学校の部活動が地域移行されようとしていることを理解させていますか。

理解している	7	0
ある程度理解している	7	1
よくわからない	3	0

2. 中学校の部活動の地域移行する際、指導支援する意思がありますか。

ある	5	0
ない	8	0
その他	3	1
曜日によって指導	町の取り組みを確認	指導支援の意思はあるが平日の部活時間は難しい
協会というより個々の対応となる		

3. 部活動を指導する資格が必要な場合、その資格を所有していますか。

(1) 資格について

必要	7	0
不要	6	1

(2) 所有資格名

スポーツ指導者資格 (ソフトボール)	ソフトボール指導員	ソフトボールコーチ	ソフトボール審判
JFA公認コーチ (サッカー)	JFA公認ゴールキーパーコーチ(サッカー)	公認柔道指導者資格 (A・B・C指導員、準指導員)	公認バドミントンコーチ
日本サッカー協会公認指導者ライセンス(C級以上)	日本スポーツ協会公認コーチ(コーチ1以上)		

(3) 既に部活動に関わっている

関わっている	4	1
関わっていない	10	0

具体的に

毎週金曜日に社会体育活動として長距離選手の指導をしている。(陸上) 定期的に指導(卓球) 辰野中学校サッカー部の外部指導者として2019年から指導を行っている。(FC辰野) バドミントンクラブに関して部活動として関わっていませんが、平日の放課後西小体育館を借りて中学生の指導をしています。秋の新人戦からクラブチームとして中体連の大会に出場します。 (リュシオスポーツクラブ) 合唱のピアノ伴奏、発声指導者等を行っている(音協)
--

辰野町部活動地域クラブ移行推進計画（案）

1. はじめに

少子化が進展する中、学校部活動をこれまでと同じ体制で運営することは難しくなってきている。さらに専門性や意志に関わらず教職員が顧問を務める指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなってきている。

国は、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方等に関するガイドライン」を策定し、公立中学校において、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動のあり方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、考え方を示した。

また、国のガイドラインを受けて、長野県では令和6年3月に「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」及び「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」を策定した。

辰野町では、国や県の方針を受け「辰野町部活動地域クラブ移行推進計画」を策定し、部活動の段階的な地域クラブ移行を推進する。

2. 部活動の意義及び課題

（1）学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（部活動顧問）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

部活動に参加する生徒にとっては、スポーツ・文化芸術等の幅広い活動機会を得られるとともに、体力や技能の向上に資するだけでなく、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会ともなっている。

部活動は多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割を有するとともに、生徒、保護者及び地域が学校への信頼を高めることにつながっている。

（2）部活動の位置付け

中学校の学習指導要領（平成29年7月）に「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、学校課程との関連が図られるよう留意すること。」と示されている。

部活動は教育課程外であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるように配慮する必要がある。

（３）部活動に係る課題

○教員の業務負担の過多

部活動の設置・運営は、法令上の義務として求められるものではなく。必ずしも教師が担う必要のない業務と位置付けられている。

教師の勤務を要しない日の活動を含めて、教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験がない教師には多大な負担となっているとの声もある。

○生徒数の推移の傾向

辰野町の生徒数の推移



3. 生涯スポーツ社会の実現に向けた「地域スポーツ活動」への進化

辰野町では、少子化に伴う今般の部活動改革を通じて、学校を含めた地域の中で、中学生世代のスポーツ活動を進化させる。まずは、学校と地域とが協力・連携し、休日の部活動を学校から地域へ移行する。「地域スポーツ活動」は、生徒の豊かなスポーツ活動を実現し、大会に参加することのみに重点を置くことなく、生涯にわたってスポーツに親しむ環境づくりを目指す。

4. 部活動の地域クラブ移行について

少子化が進展する中、部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっており、学校や地域によっては存続が難しい状況にある。また、専門性や意志に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。このことから、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動のあり方に関し、速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な環境を整備する必要がある。

5. 辰野町の方針

辰野町、辰野中学校、町内のスポーツ団体等においては、本推進計画を踏まえて、令和8年度末を目途に、休日の部活動、特に運動部活動について地域クラブ活動移行を目指す。

現在、組織されている運動系、文化・芸術系の団体を、地域移行の受け皿として組織化を図り、辰野町の実情に合わせて創意工夫を凝らし、生徒や保護者等の理解を得ながら段階的な地域クラブ移行を進める。

6. 新たな地域クラブ活動について

(1) 参加者

すべての中学生を対象とし、学校部活動に所属していない生徒にも、自分の興味関心に応じて地域クラブ活動を選択し、参加することができる。複数の地域クラブ活動に参加することも可能となる。

地域クラブ活動への参加は生徒の自由意思によるものであり、参加しなくても問題はない。

(2) 地域クラブの役割

生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむために、地域クラブには持続可能な運営や安全で適正な指導が求められる。また、部活動が担っていた、異年齢の集団の中で人間関係を構築し、自己肯定感、責任感及び連帯感を育むといった教育的意義や役割を継承・発展する活動が期待される。そのため、地域クラブは国のガイドラインや本計画を遵守し、運営体制や活動種目を示した規約・運営方針を策定して、具体的な年間活動計画、収支、活動実績などと合わせて公表するものとする。

複数のスポーツ・文化芸術活動やレクリエーション志向など、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

(3) 指導者

地域クラブは、専門性や資質・能力を有する指導者の確保、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入を行う。

また、技能技術だけではなく、生徒の安全・健康面への配慮や暴言・暴力、行き過ぎた指導やハラスメント等の行為根絶のための研修を実施する。

(4) 教員等の兼職兼業

教職員にとって専門的な知識や知見や経験を活かす場であるとともに、生徒が集団の中で仲間と切磋琢磨する様子や、学校に授業とは違った場所で生徒が活躍する様子を観察することができるなど、これまでの学校部活動の教育的意義を含む活動の場となる。指導に携わりたい教職員は所定の兼職兼業の申請を行い、居住地において指導することが望ましい。

7. 活動時間及び適切な休養日等の設定

(1) 1日の活動時間

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度を原則とする。できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(2) 週当たりの休養日

学期中は、原則として週当たり2日以上休養日を設ける。（学期中の土日に活動する種目は、平日は少なくとも2日以上休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に切り替える。）

8. 今後の取組

- 連絡協議会を立ち上げ、地域クラブ移行の基本的な考え方や具体的な進め方等について協議する。
- 事業主体、実施主体、運営主体等の組織の整備を図る。
- 指導者の質の保証を図りながら、指導者選定方法の構築や、教員の兼職兼業も含めた指導に関わる手続き等の円滑化に向けた取組を進める。
- 活動内容や活動日・休養日等の設定及び活動場所の工夫を進めながら、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、幅広い世代との交流も視野に入れる。
- 必要財源の確保方法について、様々な団体や機関が連携しながら、受益者負担と併せて保護者等の負担軽減も踏まえながら、検討していく。
- 活動における特性やこれまでの活動状況・ケガや事故の発生状況を踏まえ、適切な補償内容・保険料である保険を選定し、指導者や参加者等に対して適切な補償が受けられるようにする。
- その他の課題についても検討・修正しながら、環境を整備していく。